

事業者団体の皆様へのお願い

令和7年4月
北海道開発局

北海道開発行政の推進につきましては、日ごろから特段のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

当局は、平成21年度以降、毎年度、コンプライアンス推進計画を策定しており、今般、新しい推進計画を策定しました。引き続き、発注事務における綱紀保持など、コンプライアンスの推進に取り組んでまいります。

貴団体におかれましても、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。また、関係する事業者の皆様に対しましても、本件についてご周知いただきますようお願いいたします。

(参考：北海道開発局ホームページ)

◇コンプライアンス推進計画

(<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/soumu/u23dsn000000ek6.html>)

◇事業者の皆様へのお願い

(<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ks/kansatu/slo5pa000000ck4f.html>)

<本件についての問合せ先>

開発監理部総務課開発調査官 池田 亮子

TEL:011-709-2311 (内線 5223)

E-MAIL: ikeda-r22aa@mlit.go.jp

推進計画策定に当たっての考え方

北海道開発局においては、平成21年から毎年度、コンプライアンス推進計画を策定し、入札談合事案やその後の不祥事等の対策に取り組んできたところであるが、令和3年には土別道路事案、令和4年には釧路道路事案が発生したことを受け、これに対する対策を講じてきたところである。

しかしながら、今年度においても、過去に再発防止策として定めたルールに違反し不適正な事務処理を行った事案が発生した。

当局に求められる社会的使命は、法令を遵守し、公平・公正であることを基本として、北海道総合開発計画の推進を通じ、人々の暮らしや経済社会等を支える基盤を創り出すことであり、高い使命感を持って職務に当たることが求められている。

このため、令和7年度においてはコンプライアンスの取組の原点に立ち返り、全ての職員が当局の社会的使命を自覚し、コンプライアンスを我が事として捉え、過去の不祥事を契機として定められたルールや自らの業務の基本となる法令、規則、ルールを改めて確認し、正しい理解に基づいて職務を遂行することを旨として、各種の取組を一層進めることとする。

I 職務遂行に当たっての基本の再確認

全職員が取り組むべき
基本的事項

1 法令・服務規律等の理解と実践

- (1) 担当業務の根拠となる法令等を正しく理解した上での職務遂行
- (2) 発注事務に係る法令の遵守及び綱紀保持の徹底
- (3) 服務規律の確保・倫理の保持

2 適正な文書管理及び情報管理の徹底

- (1) 行政文書管理の徹底
- (2) 情報セキュリティ対策の徹底
- (3) 個人情報保護の徹底

II コンプライアンスを組織に定着させるための取組

具体的な取組内容

1 職員の意識・能力の向上

- (1) コンプライアンス宣言等
- (2) 職場内ミーティング
- (3) 研修・e-ラーニング等
- (4) リスクマネジメント

2 管理職員のマネジメント力向上

- (1) 管理職員向けのマネジメント研修等
- (2) 事務所長等に対する取組
- (3) 管理職員に対する支援の充実
- (4) 早期報告ルールの徹底

3 健全な職場環境づくり

- (1) 相談しやすい職場環境づくり
- (2) ハラスメントの防止
- (3) 職員の意識高揚

4 コンプライアンス関係通報窓口の周知と適正な運用

- (1) 通報・相談窓口の周知
- (2) 通報・相談窓口の適正な運用

III 推進体制等

計画策定後の
フォローアップ体制

・「北海道開発局コンプライアンス推進本部」（以下「本局推進本部」）及び「開発建設部コンプライアンス推進本部」（以下「開建推進本部」）を中心に、コンプライアンスに係る取組の推進に当たる。

・本局推進本部は、開建推進本部長を参画させ、開発建設部の取組状況について報告を受けることとする。

・本局推進本部は、毎月、推進本部の内容を国土交通本省に報告する。

・年度末には、1年間の取組状況等について北海道開発局コンプライアンス第三者委員会に報告し、御意見等を取組の推進に反映させる。

・北海道開発局監査規則等に基づき行われる内部監査の結果を受け、必要な改善措置を講じる。

国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ ～倫理の保持に御協力ください～

国家公務員は、法令により**利害関係のある事業者の皆様**から以下の行為を受けることが禁止されています。国家公務員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いします。

× 金銭や物品の贈与

× たとえ祝儀や香典という名目であっても違反

○ 国家公務員本人との関係でない場合（例えば国家公務員の配偶者が知人で、祝儀を出すなど）はOK

× 酒食等のもてなし(接待)

○ 公務員が職務として出席した会議で、弁当などの簡素な飲食物を出す場合は OK

○ 多数の者が出席する立食パーティーで無料で飲食物を提供する場合は OK

○ 割り勘で飲食を共にする場合は OK

※国家公務員が自身の費用を確認するため、会計金額等を確認する場合がありますので、御協力をお願いします。

× 車での送迎など、無償でのサービスの提供

○ 職務で来た公務員を、周辺の交通事情等から相当と認められる範囲で、日常的に使用している自動車（社用車など）により送迎する場合は OK

× 一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行をすること

× 公務員が自身の費用を負担した場合も違反

× 金銭の貸付け

○ 金融機関が一顧客である公務員に貸付けを行う場合は OK

× 未公開株式の譲渡

× 有償であっても無償であっても違反

× 無償での物品や不動産の貸付け

○ 訪問を受けた際などに、文房具等を貸す場合は OK

あなたにとって**利害関係者**に該当するかは裏面をご覧ください！



あなたはどの国家公務員にとっての「利害関係者」ですか？

以下の職務を行う国家公務員にとって、あなたがその職務の相手方となる場合、その国家公務員にとって、あなたは「利害関係者」となります。

- ✓ あなたの事業を所管している部局の担当職員
- ✓ 立入検査、監査又は監察を行う担当職員
- ✓ 不利益処分や行政指導を行う担当職員
- ✓ 許認可等や補助金等の交付を行う担当職員
- ✓ 契約事務の担当職員

(注)利害関係のあった職員が異動した場合も、異動後3年間は利害関係者として取り扱われます。



あなたは、利害関係者ではありません。ただし、これらの事務を担当していない国家公務員に対しても、繰り返し接待をするなど、社会通念上相当と認められる程度を超える場合は、法令違反となり、相手方の国家公務員は処分されてしまいます。

「社会通念上相当と認められる」か否かは、利益供与の理由、額、頻度、国家公務員との関係性などを総合的に勘案して判断することとされています。

判断に迷う場合は、相手方機関又は倫理審査会事務局へお問い合わせください。

国家公務員倫理審査会HP

国家公務員倫理審査会

検索



公務員倫理ホットライン

(匿名での相談・通報も受け付けています)

メール rinrimail@jinji.go.jp

※ 郵送、電話、FAXによる通報も受け付けております。詳細は下記のwebサイトを参照ください。

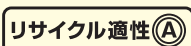
WEB

公務員倫理ホットライン

検索



※ 相談・通報者の指名等は窓口限りにとどめるなど、相談・通報したことを理由として相談・通報者が不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

国家公務員倫理審査会事務局 (<http://www.jinji.go.jp/rinri/>)

令和7年4月

事業者等の皆様へ

北海道開発局

国家公務員倫理の保持について（お願い）

北海道開発行政の推進につきましては、日ごろから特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当局におきましては、これまで組織を挙げてコンプライアンスの徹底に取り組んできましたが、公務員倫理の保持を図るためには、職員のみならず事業者等の皆様の御協力が是非とも必要です。改めて皆様に倫理法・倫理規程の遵守への御協力をお願い申し上げますとともに、倫理保持に関するリーフレット等を同封いたしましたので、会員企業や職員の皆様への周知方よろしくお願いいたします。

また、万一、当局職員から、

- ・金品の要求を受けた

（職員が単独で現金を扱う公務上の事情はありません）

- ・下請業者の選定や特定の資材の使用など不当と思われる働きかけを受けた

（元請業者に対しての不当な働きかけは禁止されています）

などの場合には、断固として拒否していただいた上で、速やかに別添の当局の通報窓口まで情報提供していただきますようお願いいたします。

皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

<お問い合わせ先>

北海道開発局 監察官（青山）

上席専門官（小枝）

住 所 060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 8階

電 話 011-709-2311（代表）

内線 5687（青山）、5698（小枝）

FAX 011-727-8650

◇北海道開発局HP（事業者の皆様へのお願い）

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ks/kansatu/slo5pa000000ck4f.html>



談合情報等通報窓口について

北海道開発局では、当局発注の工事等の入札契約に関する談合情報及び当局職員の非違行為に関する情報をお寄せいただくため、「談合情報等通報窓口」を設置しています。

これらの情報を知ったときには、以下によりご一報下さい。

国土交通省では、入札契約の適正化を確保し、違法行為を抑止する観点から、発注工事の応札・落札状況を継続的に注視・分析しており、談合情報等に対しては厳正に対処します。

なお、国土交通省本省においては、同様の視点で、各開発建設部に対して特別監察を実施しているところです。

提供いただく情報

談合情報

北海道開発局が発注する工事、建設コンサルタント等業務、役務、物品等の入札契約に関する談合が疑われるような情報

職員の非違行為情報

北海道開発局職員による、国家公務員の服務・倫理に関する法令等への抵触が疑われる以下のような行為についての情報

- ・金銭・物品や供応接待の要求
 - ・下請業者の選定や特定の資材の使用など不当な働きかけ
 - ・元請業者を介さない下請業者や資材関連会社等との頻繁な接触 etc
- ※ 確定的な情報でなくとも、「何かおかしい」と感じた際に、相談いただくことも可能です。
- ※ 通報によって、事業者の皆様が不利益な取扱を受けることはありません。

通報窓口／通報の方法

通報窓口

北海道開発局 本局：入札契約監察官、監察官
各 開 発 建 設 部：総務課長、広報官

※ 電話番号等は別表をご覧ください。

通報の方法

情報は、上記の通報窓口に必要ないずれかの方法でお寄せください。

- ・口頭（面談又は電話）
- ・文書（郵送又はFAX）
- ・北海道開発局HP 情報送信フォーム（右記QRコード）

※ いずれの方法も匿名による通報が可能です。

